

相 談 事 例

ID： 04-01-003

相談タイトル

保留地の住宅ローンの借り換えについて

Q：ご相談内容

7年前に保留地を購入し家を建てました。その時には5年後くらいには土地の登記ができるといわれましたが、今現在も登記されていません。住宅ローンの借り換えをしようと金融機関（借り換え先）に相談しましたが、登記されていない場合は借り替え不可能とのことでした。役所に相談したところ登記はさらに4年後くらいになるとのことです。ローンの借り換えはで不可能なのではないでしょうか。

A：回答

保留地が登記できるようになるまでには、区画整理事業が終了する必要がありますので、当初の予定よりも大幅に遅れるケースはあると考えられます。しかし登記との関連で住宅ローンの借り換えに制限があるかどうかはわかりません。希望する金融機関以外で同条件で借り換えができるところを探すのが良いのではないのでしょうか。